法規的告示

○環境省告示第三十五号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年七月二十七日から適用する。

令和八年七月二十七日

環境大臣　石原　宏高

一　第一号中「五百人」を「六百人」に改める。

二　第三号中「七団体」を「十二団体」に改める。

その他告示

○法務省告示第六十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月二十七日

法務大臣　平口　洋

神戸地方法務局所属　吉川　浩平

仙台法務局所属　加藤　亮

○外務省告示第二百四十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月十五日

発行年月日　令和七年一月十日

旅券番号　ＭＪ四三一二〇三九

○外務省告示第二百四十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月十五日

発行年月日　令和七年十月六日

旅券番号　ＭＶ〇八八三八七四

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村大字清水字大釘峰三〇六八の一、三〇六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大釘峰三〇六八の一・三〇六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字仁川三二七の二、三四四九の一、字山葵島三二四五、三三四九の一〇、三六八九から三六九一まで、三六九二の一、三六九二の二、三六九三、四四三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山葵島三二四五・三三四九の一〇・三六八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県米沢市笹野町字大森南下り七四一六の一から七四一六の七まで、七四一六の一二から七四一六の一五まで、笹野本町字名寺下通一　七四一八、七四一九、七四二〇の一から七四二〇の三まで、字名寺三　七四三八の一、七四三九の一、七四四〇の一、七四四〇の二、七四四一、七四四二、字名寺四　七四二一から七四三一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市茱崎町四字上之堂二の一、二の二、三の一から三の三まで、六から一〇まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦一二二の一・一二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）